

(((60-12)W/個×730時間×13300万個+(60-12)W/個×2400時間×133万個)×0.8kgCO₂/kWh(火力発電の排出係数)=290万tCO₂)。

なお、目標達成計画制定時には、2000年の時点で既に大幅に超過達成している数字を2010年の対策効果指標と設定しているが、これは、目標計画制定時には、統計の不備等から電球型蛍光灯の総数が不明であったが、2005年から機械統計に電球型蛍光灯が計上され、より正確なデータが把握できるようになったことによる。

④節水シャワーヘッド

節水シャワーヘッドの導入個数は、2010年において全世帯のうち3割に導入されると想定し、約1,500万個(5,014万世帯×3割=約1,500万個)とした。その後、進捗状況を鑑みて2,300万個とした。

また、1個当たりの消費燃料の削減量については、「東京都水道局ペンフレット」より通常のシャワーの使用水量を12リットル/分と想定し、シャワーの使用時間を一回当たり10分と想定し、メーカーヒアリング結果より節水シャワーヘッドを導入することで約2割の節水が達成されるとして、1回当たりの節水量を24リットル/回(12リットル/分×10分/回×2割=24リットル/回)とした。さらに、20℃の水道水をガス式の給湯器で40℃まで加熱すると想定し、1回当たりの省エネ量を約2.0MJ/回(24リットル/回×(40℃-20℃)cal/g×0.00419MJ/kcal=約2.0MJ/回)とした。シャワーは1日1回使用すると想定(年間365回/個)し、1個当たりの消費燃料の削減量を約733MJ/個(2.0MJ/回×365回/個=約733MJ/個)と見込んだ。

以上より、2010年における消費燃料の削減量は約17,000TJとなり、約90万t-CO₂の排出削減見込量に相当すると推計される(17000TJ×0.000054tCO₂/TJ(都市ガスの排出係数)=90万tCO₂)。

省エネルギーセンターが実施している「省エネルギー対策実態調査 家庭編」における省エネシャワーヘッドの導入率を元に、導入個数を推計している。

⑤空調用圧縮機省エネ制御装置

空調用圧縮機省エネ制御装置については、2010年までにBEMSが導入されていない事務所・ビル、卸小売、飲食店に対して導入が進むことを前提とした。業務用の空調機の平均使用年数を15年と想定し、2008年より更新される空調機と、2007年時点で耐用年数が12年以上残っている既存の空調機にも導入されると想定し、導入対象となる事業所のうち2010年において4割((2010-2008+1)/(15-12)/15=4割)に導入されるとした。また、導入対象となる事業所の床面積を、別途推計した業種別床面積とBEMSの導入率より687百万m²と想定し、事業所当たりの床面積を2万m²/事業所と想定して、本装置の導入個数を約14,000台(687百万m²/2万m²/事業所×4割=約14,000台)とした。その後、進捗状況を鑑みて85,000台とした。

また、省エネ効果については、メーカーヒアリング結果より13%とした。また、導入対象となる事業所の空調用途の電力消費量については、「建築統計年報」と「エネルギー経済統計要覧」より約45万kWh/事業所と想定したが、その後、メーカーヒアリング結果より約1.6万kWh/事業所とした。従って、1台当たりの消費電力削減量については、約0.2万kWh/台(1.6万kWh/事業所×13%=約0.2万kWh/台)とした。

以上より、2010年における消費電力の削減量は約170百万kWhとなり、約10万t-CO₂の排出削減見込量に相当すると推計される(1.6万kWh×0.13×8.5万台×0.6kgCO₂/kWh(火力発電の排出係数)=10万tCO₂)。

なお、空調用圧縮機省エネ制御装置とは、室内の快適性を損なわない範囲で空調用圧縮機の発停止を自動的に行って稼働時間を短縮し、圧縮機の電力消費量を削減する装置のこと。中小ビルの空調システムとして一般的なパッケージ空調機への導入が可能で、後付け用汎用型装置であり、一定間隔で圧縮機を停止させる停止装置、サーモスタットを利用する制御装置等である。導入実績数については、主要メーカーの販売実績を合計している。省エネ率は、メーカーヒアリングにより算定している。

以上より、①～⑤より本対策全体の排出削減見込量を310+60+290+90+10=約760万t-CO₂と算定した。

2-27: エネルギー供給事業者等による消費者へのエネルギー情報の提供

(別表1-3c③)、(経)

1. 対策評価指標の実績と見込み

○ 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

エネルギー供給事業者による情報提供実績等

<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

エネルギー供給事業者による情報提供実績等

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009

定義・算出方法	
出典・公表時期	
備考	

2. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
[法律・基準] 省エネルギー法 エネルギー供給事業者等は、一般消費者に対して省エネに関する情報提供に努めることが義務付けられている(2006年4月施行)。	一定規模以上の一般電気事業者及び一般ガス事業者は、一般消費者に対する省エネに関する情報提供の実施状況について、毎年、公表するよう努めることとされている。各社の2006年度における実施状況が、2007年度に公表される予定。
[予算/補助] エネルギー供給事業者主導型総合省エネ一連推進事業	15.2億円(2006年度) 11.6億円(2007年度)
[普及啓発] 省エネラベリング制度、省エネ型製品販売事業者評価制度、全国統	

一省エネラベル等を通じた消費者への省エネ情報の積極的な提供。

3. 排出削減見込量の根拠等

- ①まず、エネルギー供給事業者等による情報提供により、家庭部門の25%、業務部門の2%が実際に省エネに取り組むと仮定。
 - ②情報提供により省エネに取り組んだ場合、その効果(エネルギー消費量の削減率)は、家庭部門で5%、業務部門で20%と想定(それぞれ、約3,000世帯における省エネナビ導入の実績値、約100半校における省エネナビ導入の実績値)。
 - ③2003年度における家庭部門のエネルギー消費量は5,340万kl、業務部門は7,320万kl。
- したがって、情報提供による省エネ効果は、以下のように推計される。
- 5,340万kl×25%×5%+7,320万kl×2%×20%≒約100万kl

4. その他

○民生部門に対する省エネ情報の提供

- ・従来より、「省エネルギーラベリング制度」や省エネ製品の販売に積極的で省エネに関する適切な情報提供を行っている小売店を表彰する「省エネルギー型製品販売事業者評価制度」を運用。
- ・平成18年4月に施行した改正省エネ法において、家電等の小売事業者やエネルギー供給事業者が、省エネに関する情報提供に努めなければならない旨規定。
- ・これを受け、小売事業者による情報提供について、より効果的な実施を図るため、家電等の省エネ性能を分かりやすく表示する「統一省エネラベル制度」を平成18年10月から運用開始。
- ・また、エネルギー供給事業者による情報提供について、「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」において、大規模なエネルギー供給事業者は、「一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない」と告示。これにより、エネルギー供給事業者による効果的な情報提供を促進。
- ・以上の施策により、「エネルギー供給事業者等による消費者へのエネルギー情報の提供」対策による省エネ効果を確実にしていく。

○統一省エネラベル制度

- ・平成18年4月に施行された改正省エネ法において、小売事業者の情報提供に係る努力義務が規定。これを踏まえ、統一省エネラベル等により情報提供を行う等のガイドラインを策定。
- ・平成18年10月から制度運用開始。

統一省エネラベル



【多段階評価制度】

- ・省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示。市場における製品の性能の高い順に5つ星から1つ星で示している。
- ・トップランナー基準を達成しているものがいくつかの星以上であることを明確にするため、星の下に矢印でトップランナー基準達成・未達成の位置を表示。

【省エネラベリング制度】

- ・トップランナー基準の達成のものには緑色のeマーク、未達成のものには黄色のeマークを表示。
- ・その他トップランナー基準の達成率及びエネルギー消費効率（年間消費電力量等）を表示。

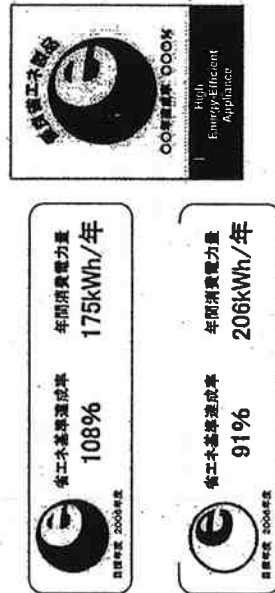
【年間の目安電気料金】

- ・エネルギー消費効率（年間消費電力量等）等を分かりやすく表示するため、年間の目安電気料金を表示。

○省エネルギーラベリング制度

- ・消費者に対し家電製品の省エネ性に関する情報提供を行い、省エネ効果の高い製品の普及を促進するため、省エネルギーラベリング制度を実施。

省エネルギーラベルの表示例



- ・2007年4月現在、エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビ、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダーの16品目。

○省エネルギー型製品販売事業者評価制度

- ・省エネルギー型製品の普及促進には、製造事業者と消費者の接点である「販売事業者」への対策が必要不可欠。
- ・省エネルギー型製品の積極的な販売や省エネルギーに関する適切な情報提供を行っている販売事業者を評価。
- ・「省エネルギー型製品販売事業者評価制度」を2003年度より実施。

シンボルマーク

2005年度



省エネ型製品普及推進優良店

○評価対象

全ての家電製品等販売店で、総販売高に占める家電製品等の販売高が50%以上

2005年度から拡大

・800円以上大規模家電製品を本店で、総販売高に占める家電製品等の販売高50%以上

○毎年度、「省エネ型製品普及推進優良店」を決定し、ランキン・グととも発表。04年度からは、経済産業大臣賞、環境大臣賞等を授与。

○優良店には、シンボルマークを表示。

○エネルギー供給事業者が講ずべき措置（改正省エネ法第86条）

- ・一般消費者への情報提供（電力・ガス会社等による省エネ情報提供）

1. 概要

一般消費者に対するエネルギーの供給事業を行う者（エネルギー供給事業者）は、エネルギー使用の合理化に資する以下の情報提供に努める。

- ・毎月の電気・ガス使用量の前年同月値
- ・過去一年間の月別電気・ガス使用量及び使用料金
- ・エネルギー消費機器の使い方、工夫による電気・ガス代（使用量）の削減額（削減量）の目安
- ・省エネ製品の性能、省エネ製品普及促進のための助成制度等の情報
- ・その他エネルギー供給事業者の創意により実施する省エネ情報提供（契約または住居形態別の電気・ガス使用量の目安等）

2. 大規模事業者

- ・百万戸以上に供給する一般電気事業者、一般ガス事業者については、省エネ情報提供の実施状況について、毎年公表。